

かけはし

第48号 (平成30年1月4日)



日本年金機構

Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部
部長 菅野 恵文

機構ホームページ

日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/>

はじめに

【目次】

- はじめに
- 理事長の挨拶
- 障害年金講座
- 機構からの連絡
- 広報の広場
- 地域の独自情報
- 編集後記

NEW!

あけましておめでとうございます。

今年で「かけはし」発刊から9年目を迎えました。今後も皆様方からのご意見を賜り、より良い情報誌になるよう努力してまいります。

さて、本号より新たな試みといたしまして「障害年金講座」コーナーを開設いたしました。ここでは、かねてより市区町村の皆様方からご要望がありました、障害年金に関する窓口事務の注意点やよくある返戻事案についての情報等を発信していく予定です。日々の業務にどうぞお役立てください。

本年もよろしくお願い申し上げます。



ご挨拶

日本年金機構理事長 水島 藤一郎

あけましておめでとうございます。

市区町村職員の皆様方におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃より国民年金事業の円滑な推進に特段のご配慮、ご尽力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

はじめに、当機構の基幹業務である国民年金事業につきましては、地域住民の皆様との相談窓口である市区町村からの納付勧奨等、きめ細かな対応により安定的な運営がされてきたところです。

その結果、現年度納付率につきましては、平成29年10月末において、61.15%と、対前年同月比でプラス2.02%の増加となり、順調に推移しております。

さらに、最終納付率となる平成27年度納付率につきましても、72.05%を超えており、昨年度に引き続き、当機構の中期計画で掲げた目標を前倒しで達成いたしました。

これもひとえに市区町村職員の皆様方のご協力の賜物であります。重ねて御礼申し上げます。

また、平成29年8月に施行されました受給資格期間の短縮に伴う年金請求手続きにおきましても、年金請求書の提出勧奨に向けて、市区町村職員の皆様には、様々な取り組みの実施についてご協力をお願いしてまいりました。

特に、市区町村の国民年金担当部局と生活保護担当部局の皆様方のご協力により、年金請求書の未提出の方への働きかけや年金相談会の開催、ホームページ・広報誌での周知などを実施していただきました。

これにより、平成29年11月末までに約52.1万人の方から年金請求書が提出され、平成29年12月までに約46.9万人の方の初回のお支払いに結びつけることができました。改めて、これまでのご協力に感謝申し上げます。

さて、日本年金機構では、不正アクセスによる個人情報流出事案を踏まえ、平成28年当初より「再生プロジェクト」の取組みを進めているところです。

「再生プロジェクト」は平成28年から3年間を集中取組期間として、「組織改革」、「人事改革」、「業務改革」、「情報開示・共有」の4つの柱で、71項目の改革項目について取り組んでおり、現在のところおおむね順調に進んでおります。

集中取組期間の最後の年である今年は、「機能を完成させる」工程としておりますが、これは、複雑な年金制度を実務にして安定的に運営していくことであります。このことを実現するために、71項目すべての改革項目をやり遂げ、国民の皆さんからの信頼を得られるような組織としてまいります。

改めて申し上げるまでもありませんが、国民年金制度を含む公的年金制度の円滑な運営や、年金権確保をはじめとする地域住民向けのサービス向上のためには、市区町村職員の皆様方と当機構が協力・連携を図りつつ、事業にあたる必要不可欠であります。

このような認識において当機構は、市区町村職員の皆様方のニーズを的確に把握して、さらなる協力・連携を推進するために、平成29年4月より事業推進統括部に市区町村連携グループを設置いたしました。

平成29年においては、統一業務マニュアル提供の促進や、市区町村職員の皆様方を対象とした年金給付等の研修に障害年金関係の内容を加えるなど、情報提供や研修内容の充実に努めてまいりました。

本年はこれまで以上に、市区町村職員の皆様方のニーズにお応えし、地域住民向けのサービス向上に繋げてまいりたいと考えておりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、国民の皆様年金権確保に向けて、国民年金制度の普及・啓発活動に、市区町村職員の皆様方のご支援とご協力をお願いするとともに、本年が市区町村職員の皆様方にとって実りある一年となりますよう祈念いたしまして、年頭の挨拶といたします。



障害年金講座

新コーナー！

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けするために、「障害年金講座」コーナーを開設いたしました。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、今回のテーマは、

初診日の考え方

です！

(1) 初診日とは

- ① 初めて診療を受けた日
- ② 同一の傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日
- ③ 傷病名が確定しておらず、対象傷病と異なる傷病名であっても、同一傷病と判断される場合は、他の傷病名の初診日が対象傷病の初診日
- ④ 障害の原因となった傷病の前に相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が対象傷病の初診日
- ⑤ 先天性の知的障害（精神遅滞）は出生日
- ⑥ 先天性の心疾患、網膜色素変性症などは、具体的な症状が出現し、初めて診療を受けた日

(2) 具体的事例による初診日の考え方

～市区町村専用ヘルプデスクによく照会のある事例～

【例①】

請求傷病名は「知的障害」で、初めて医療機関を受診したのは就学前ですが、いつが初診日となりますか？

【回答】

傷病名が「先天性の知的障害」※であれば、出生日が初診日となります。

なお、受診状況等証明書は不要です。

※ただし、頭部外傷や高熱などが原因で知的障害となった場合は、原則として初めて医療機関を受診した日を初診日として取扱います。

【例②】

請求傷病名は「発達障害（広汎性発達障害、アスペルガー症候群など）」で、療育手帳が発行されているため、初診日は誕生日となりますか？

【回答】

初診日は、発達障害で初めて診療を受けた日であり、療育手帳の有無に関係なく、受診状況等証明書が必要です。

なお、病歴・就労状況等申立書には誕生日からの状況を記載願います。（受診状況等証明書が省略できるのは、先天性の知的障害のみです。）

【例③】

心疾患を治療中に、脳梗塞を発症した。脳梗塞で障害年金の請求をする場合、初診日は脳梗塞で初めて受診した日となりますか？

【回答】

脳血管疾患は、心疾患と相当因果関係がありとみなされる場合があります。

（心疾患の病名が「心房細動」の場合は、脳梗塞と相当因果関係ありと認定されることが多くあります。）

つきましては、病歴・就労状況等申立書は、脳血管疾患とは別に心疾患についても作成いただくようお願いします。

また、過去に心疾患の受診・指摘が全くなかった場合は「今まで心疾患の受診・指摘はなかった」旨を記載願います。



注意

事例につきましては、原則的な初診日のとらえ方を説明したものであり、個別の症状・治療経過等によっては結果が異なる場合もあります。



機構からの連絡

平成29年度中における各種発送物のスケジュールについて

(事業推進統括部 市区町村連携グループ)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

平成29年度中(平成30年1月から平成30年3月)に、本部より発送を予定している各種発送物の送付日や送付件数につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

平成30年1月発送予定

- 口座振替案内の勸奨状
→詳細は、本誌6頁～10頁をご確認ください。
約178万(9日,16日,19日)
- 扶養親族等申告書
約4.1万(上旬)
- 源泉徴収票(年次分)
→詳細は、本誌11頁～12頁をご確認ください。
約3,766万(12日～18日)
- 3号特定受給者へのお知らせ
→詳細は、本誌13頁～17頁をご確認ください。
約4.5万(下旬)
- 3号不整合勸奨(健康保険組合)
→詳細は、本誌18頁～19頁をご確認ください。
調査中(中旬,下旬)

平成30年2月発送予定

- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
→詳細は、本誌20頁をご確認ください。
約61万(1日)
- 3号特定受給者へのお知らせ
→詳細は、本誌13頁～17頁をご確認ください。
約1.7万(上旬)
- 扶養親族等申告書
約5.8万(上旬)
- 国民年金未納保険料納付勸奨通知書(催告状)
約340万(16日,19日)

平成30年3月発送予定

- 年度末収納対策用納付書
約41万(上旬)
- 扶養親族等申告書
約0.5万(上旬)
- 国民年金保険料学生納付特例申請書(TA用)
約95万(下旬)

また、全国の年金事務所では、予約相談を実施しております。市区町村の窓口において、お客様に年金事務所での相談をご案内いただく際は、予約相談をお勧めくださいますよう、ご協力をお願いいたします。

口座振替利用促進の勧奨を行います

(事業推進統括部 国民年金事業推進グループ)

本年度も、口座振替制度の利用促進を図るため、現金による納期限内納付者の方へ、口座振替の利便性や前納制度による割引等の周知ならび利用促進の勧奨を行います。

【対象者】

以下の対象者に送ります。合計約178万件です。

- ・現年度に未納のない現金納付の方および直近1か月のみ未納の方
- ※今回、2年前納の現金納付の方は、対象者に含まれておりません。

【発送日と発送予定件数】

平成30年1月 9日(火) 約61万件
平成30年1月16日(火) 約58万件
平成30年1月19日(金) 約59万件
発送日は都道府県によって異なります。



【都道府県毎の発送日】

- ・平成30年1月 9日(火) 宮城、栃木、富山、鳥取、島根、広島、佐賀、長崎
- ・平成30年1月16日(火) 青森、岩手、秋田、福島、茨城、新潟、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、奈良、和歌山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
- ・平成30年1月19日(金) 山形、群馬、石川、岡山、福岡

※北海道、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、愛知は平成30年1月9日と1月19日の全2回に分けて発送します。

※東京は平成30年1月9日、16日、19日の全3回に分けて発送します。

【発送物】

- ・国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書
- ・案内書
- ・口座振替勧奨リーフレット
(案内書・口座振替勧奨リーフレットの例は、本誌7頁～10頁をご覧ください。)
- ・返信用封筒

※国民年金保険料の前納制度(「2年前納」「1年前納」「6か月前納」)を希望される場合は、【国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書】を平成30年2月末(必着)までに提出する必要がありますので、ご注意ください。

【日本年金機構ホームページへの記載】

平成30年1月に、日本年金機構ホームページの「大切なお知らせ」に掲載予定です。

案内書（A4サイズ：おもて面）

国民年金保険料を納付書で納めていただいている皆様へ

口座振替のご案内

- ◆ 口座振替納付をご利用いただくと、金融機関等へ保険料を納めに行く手間と時間が省けます。また、自動引き落としになりますので、納め忘れの心配がありません。
- ◆ 保険料が割引される前払い（前納）もご利用いただけます。詳しくは同封のリーフレットをご覧ください。
 - * リーフレットの保険料額は、平成29年度を基にした目安額です。
 - * 平成30年度の保険料額は、平成30年2月下旬に告示される予定です。告示後の金額については、日本年金機構ホームページでご確認いただけます。

申込方法

同封の【国民年金保険料口座振替申出書】に必要事項を記入・押印のうえ、「2年前納」、「1年前納」または「6カ月前納」のいずれかを希望する場合は、**平成30年2月28日まで（必着）**に返信用封筒（切手不要）でお送りください。

- * 通常の口座振替と早割は、いつからでも申し込めます。
- * 通常の郵便物よりも配達に1～2日時間を要しますので、余裕をもってお送りください。

預金残高にご注意を

申込後は、平成30年4月中旬に届く「国民年金保険料口座振替額通知書」で実際に口座から引き落とされる金額を確認してください。

- * 早割・前納を申し込みいただいた方が、平成30年3月分保険料をまだ納められていない場合は、**平成30年5月1日の振替の際に、平成30年3月分保険料も合わせて引き落としされます。**
- * 口座振替額については、必ず口座振替日の前日までにご入金ください。
- * 口座振替日に残高不足となった場合、保険料の割引が受けられなくなります。
- * 1つの口座からご家族分を口座振替することも可能です。まとめて口座振替をする際は、口座残高にはご注意ください。

【注意事項】

- ◆ このお知らせは、平成29年12月上旬の情報に基づきお送りしています。
- ◆ すでに口座振替を申し込みいただいている場合や、厚生年金保険等に加入し国民年金被保険者でなくなっている場合は、行き違いですのでご容赦ください。
- ◆ 国民年金保険料は社会保険料控除の対象となります。

お問い合わせは「ねんきん加入者ダイヤル」へ



0570-003-004

050から始まる電話でおかけになる場合は
(東京) 03-6630-2525
(通常の通話料金がかかります)

受付時間：月～金曜日 午前8:30～午後7:00

第2土曜日 午前9:00～午後5:00

※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ◆ ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- ◆ お客様のお手元にお知らせが届いた直後は、電話が込み合う可能性があります。

***その他、クレジットカードによる納付方法があります。**

お近くの年金事務所にご相談ください。

日本年金機構ホームページでも
口座振替制度をご案内しています。

日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/>

XXXX XXXX XXX

国民年金保険料の納付は 口座振替での前納・早割が便利でお得です！

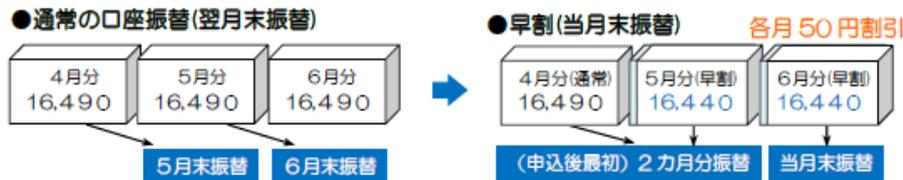
口座振替の前納・早割を利用すると、国民年金保険料が割引されます。

*保険料は毎年度変わります。記載の国民年金保険料は平成29年度のもので、2年前納は、平成30年度のものも記載しています。
*国民年金保険料は年度毎に変更しますので、ご注意ください。

早割は月 50 円（年間 600 円）お得！

国民年金保険料の納付期限は翌月末ですが、当月末に口座振替する方法のことを「早割」といいます。また、現金納付の場合は、当月末までに納付していただいても割引はありません。

【例：5月分から早割適用の場合】

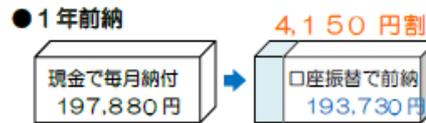


*早割申込後の最初の口座振替は、前月分(割引なし)と当月分(50円割引)の2カ月分となり、その後は当月分(50円割引)の1カ月分となります。

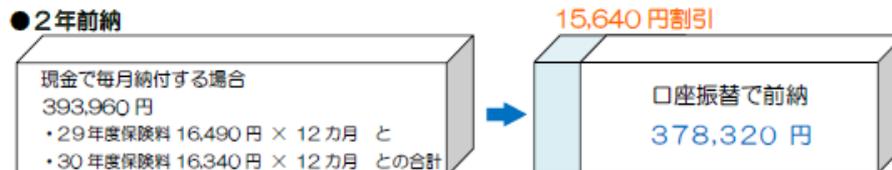
6カ月分、1年分、2年分をまとめて前納はさらにお得！



*4月～9月分は4月末、10月～翌年3月分は10月末に一括口座振替します。
*3月分(または9月分)が納付されていない場合、初回の口座振替は、3月分(または9月分)と6カ月前納分の7カ月となります。



*4月～翌年3月分を4月末に一括口座振替します。
*3月分が納付されていない場合、初回の口座振替は3月分と1年前納分の13カ月となります。



*4月～翌々年3月分を4月末に一括口座振替します。
*3月分が納付されていない場合、初回の口座振替は、3月分と2年前納分の25カ月となります。

ご注意ください。

*6カ月前納・1年前納は、現金納付もできますが、口座振替の方が割引額も多くなります。
*前納による納付済期間中に、会社等へ勤務し、厚生年金保険に加入された場合は、未経過期間の国民年金保険料は還付されます。
*年度の途中で60歳になる方の前納期間は、60歳到達日(誕生日の前日)の属する月の前月分までです。
(例：8月1日に60歳の誕生日を迎える場合は、6月分まで)
*お申し込みの際は、申込期限にご確認ください。

口座振替勧奨リーフレット（A4サイズ：うら面）

お申し込みは簡単！

「口座振替申出書^{*}」に必要な事項を記入・押印(金融機関への届出印)し、お近くの年金事務所へ郵送、または、年金事務所や口座振替を行う口座のある金融機関の窓口に提出してください。

※「口座振替申出書」は年金事務所の窓口、日本年金機構ホームページにあります。

お申し込み前に、必ず提出期限をご確認ください。また、郵送の場合は提出期限内に届くように、余裕を持って投函してください。

なお、早割は随時受付しています。

前納種類	前納期間	提出期限	口座振替日※
6カ月	4月～9月	2月末	4月末
	10月～翌年3月	8月末	10月末
1年	4月～翌年3月	2月末	4月末
2年	4月～翌々年3月	2月末	4月末

※口座振替日が金融機関休業日（土曜日・日曜日・祝日）の場合は、翌営業日となります。

「口座振替」と「現金納付」の比較

	割引額		備考
	口座振替	現金納付	
通常の納付（翌月末振替・納付）	0円	0円	
早割（当月末振替）	50円	-	口座振替のみで現金納付にはありません
6カ月前納	1,120円	800円	口座振替は現金納付より320円お得
1年前納	4,150円	3,510円	口座振替は現金納付より640円お得
2年前納	15,640円	14,400円	口座振替は現金納付より1,240円お得

その他、クレジットカードによる納付方法があります。お近くの年金事務所にご相談ください。

「口座振替」に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

年金事務所の窓口での年金請求等のご相談は、事前の予約が便利です。



平成29年分公的年金等の源泉徴収票を送付します

(年金給付部 給付企画グループ)

平成29年分公的年金等の源泉徴収票を平成30年1月12日～18日にかけて順次発送することとしています（郵便事情により、お手元に届くまで10日程度かかる場合があります）。

老齢・退職を支給事由とする年金を受給している方全員に、平成29年2月支払分～12月支払分まで（平成30年1月に支払いがあった方は、1月支払分まで）の金額を記載した源泉徴収票をお送りします（障害年金や遺族年金に関しては、非課税所得であるため、源泉徴収票を送付していません）。

平成29年分の源泉徴収票の再交付については、平成30年1月4日（木）から申請を受け付けます。

源泉徴収票（ハガキ）のうら面のレイアウトイメージは、本誌12頁に記載のとおりです。記載内容に関しては、平成28年分からの変更はありません。

しかし、お客様の要望を踏まえ、より大きな文字で記載できるよう、摘要欄等の位置を変更するとともに、色をあずき色から黒色へ変更しています。



<ご不明な点がある場合>

源泉徴収票の記載内容の説明・よくあるご質問（Q&A）等について、日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）に掲載していますので、ご利用ください。

また、ホームページをご覧いただいてもご不明な点がある場合は、ねんきんダイヤル（0570-05-1165）をご案内ください。

全国の年金事務所では、予約相談を実施しています。お客様に年金事務所をご案内いただく際には、予約相談をお勧めくださいますよう、ご協力をお願いいたします。



平成29年分源泉徴収票（うら面）

平成29年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は 居所			生年月日	年金の種別
	(フリガナ)				
	氏名				
区 分		支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額	
所得税法第203条の3第1号適用分		円		円	
所得税法第203条の3第2号適用分		円		円	
所得税法第203条の3第3号適用分		円		円	
所得税法第203条の3第4号適用分		円		円	
本 人		控除対象配偶者の の有無等		控除対象扶養親族の数	
特別 障害者	その他の 障害者	特別 寡婦	寡婦 寡夫	16歳未満の 扶養親族の数	障害者の数
				特別	その他
				人 (人)	人
				非居住者 である 親族の数	社会保険料の額
				人	円
控除対象 配偶者	(フリガナ) 氏名	区 分	(摘要)		
控除対象 扶養親族	(フリガナ) 氏名	区 分			
	(フリガナ) 氏名	区 分			
16歳未満の 扶養親族	(フリガナ) 氏名	区 分			
	(フリガナ) 氏名	区 分			
	(フリガナ) 氏名	区 分			
支払者 法人番号 6000012070001 東京都千代田区豊が関1丁目2番2号 官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長					

印

源泉徴収票の見方

- 「支払金額」欄は、上記の年分としてお支払いした金額で、源泉徴収税額（所得税および復興特別所得税）と社会保険料を差し引く前のものです。
「支払金額」欄の金額と実際に受け取った金額は一致しない場合があります。
- 「源泉徴収税額」欄は、年金から源泉徴収された所得税および復興特別所得税の総額であり、個人住民税は含んでいません。
- 「支払金額」欄と「源泉徴収税額」欄の金額については、次のとおり区分しています。

所得税法第203条の3第1号適用分	老齢基礎年金、老齢厚生年金、64歳までの特別支給の退職共済年金を受けている方で、扶養親族等申告書を提出されている方
所得税法第203条の3第2号適用分	65歳からの退職共済年金を受けている方で、扶養親族等申告書を提出されている方
所得税法第203条の3第3号適用分	退職年金（退職等年金給付）、経過的職域加算額（退職共済年金）を受けている方で、扶養親族等申告書を提出されている方
所得税法第203条の3第4号適用分	扶養親族等申告書を提出されていない方（提出の必要のない方を含む。上記第1号、第2号、第3号に該当しない方）

- 「障害者の数」の「特別」欄のカッコ内には、同居特別障害者の方の人数を表示しています。
- 「社会保険料の額」欄の金額は、上記の年中に「支払金額」欄の金額から特別徴収された介護保険料額、国民健康保険料（税）額および後期高齢者医療保険料額の合計額を記載しています。

【個人住民税について】

公的年金等から特別徴収された個人住民税は、所得税および復興特別所得税の控除対象とされていないため、記載していません。
個人住民税額については、お住まいの市（区）役所または町村役場にお問い合わせください。

【復興特別所得税について】

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、所得税とともに復興特別所得税が源泉徴収されます。
（支払金額から社会保険料および各種控除を引いた額に対して5.105%を乗じて計算した額が、所得税および復興特別所得税として源泉徴収されます。ただし、扶養親族等申告書の提出がない場合は、10.21%となります）

この源泉徴収票は、確定申告をする際に必要です。大切に保管してください。

厚年法等改正法の特定受給者に老齢基礎年金の減額の見込みと 特定保険料納付可能期間をご案内します (年金給付部 給付企画グループ)

特定受給者の老齢基礎年金の額は、平成30年4月以降、不整合記録が訂正された後の国民年金の被保険者記録に基づく額か、記録を訂正する前の年金額の9割に相当する額のいずれか高い額に変更されます。

このため、老齢基礎年金の額が減額になると見込まれる方には、あらかじめ「年金額が減額になる見込み」を記載したお知らせを送付します。

さらに、特定保険料を納付することにより、現在の年金額に近づけることが可能な方には、特定保険料納付可能期間（特例追納制度の利用可能期間）もお知らせします。

1. お知らせを送付する対象となる方

1. 特定保険料を納付することにより、現在の年金額に近づけることが可能な方（約4.5万人）には、「年金額が減額になる見込みと特例追納制度の利用可能期間」を記載したお知らせと「特例追納申込確認書」を送付します（平成30年1月31日（水）に発送する予定です）。
2. 特例追納制度の利用可能期間がない方又は特例追納を行っても現在の見込み額を超えないと見込まれる方（合計約1.6万人）には、「年金額が減額になる見込み」のみを記載したお知らせを送付します（平成30年2月9日（金）に発送する予定です）。
3. その他、お知らせが必要になると見込まれる方（約0.2万人）には、別途、対応を予定しています。

(※) 特定保険料を納付したこと等により老齢基礎年金及び厚生年金保険法に基づく老齢給付等が減額されないと見込まれるお客様（約1.3万人）には、お知らせを送付しません。

2. お知らせの様式

お知らせの各様式（予定）については、本誌14頁～17頁をご覧ください。

3. お客様からのお問い合わせ

お知らせを受け取ったお客様からお問い合わせがありましたら、ねんきんダイヤル（0570-05-1165）又はお近くの年金事務所をご案内ください。



《厚年法等改正法の特定受給者とは》

次のいずれにも該当する方には、平成30年3月31日までの間、国民年金の被保険者記録が訂正される前と同等の老齢基礎年金の額が保障されています。（国民年金法附則第9条の4の4）

- ① 平成25年7月1日以降、平成25年6月30日以前にある第3号被保険者のうち第1号被保険者期間に記録が訂正された期間であって、当該訂正がなされた時点で保険料徴収権が時効（2年）によって消滅している期間（時効消滅不整合期間）を有していること
- ② 平成25年7月1日において、時効消滅不整合期間を保険料納付済期間として、老齢基礎年金又は厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けていること

お知らせ（おもて面）《平成30年1月31日（水）送付予定》

大切なお知らせ

〒168-8505
杉並区高井戸西 3-5-24
効休マツヨ
101号室
国年様方
年金㊦様
(カスタマバーコード)

平成29年29月29日



【宛先不明の場合の返送先】

NNNN年金事務所 お客様相談室
〒999-9999
NNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNN

国民年金記録を訂正させていただいた年金受給権者様へのお知らせ (老齢基礎年金の減額の見込みと特例追納制度のご案内)

日頃から年金事業の円滑な推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

過日、当機構において、お客様の国民年金記録のうち、訂正が必要となる国民年金の「第3号被保険者期間（保険料納付済期間）」を「第1号被保険者期間（保険料未納期間）」に訂正しました。

このため、お客様の老齢基礎年金の額は、平成30年4月分（平成30年6月のお支払い）からは、記録訂正後の国民年金記録に基づく額又は記録訂正前の年金額（現在の年金額）の90%に相当する額のいずれか高い額に減額される見込みです。

つきましては、平成30年3月31日までに特定保険料を納付することにより、平成30年4月以後の年金額を現在の年金額に近づけることができますので、お客様の特定保険料納付可能期間（特例追納可能期間）をご案内いたします。

※ 裏面に、お客様の特例追納可能期間及び特例追納制度を利用する際の留意点を記載しましたので、ご確認のうえ、特例追納を是非ご検討下さい。

特例追納申込確認書の返送のお願い

このたび、特例追納制度をご利用いただけるように、「特例追納申込確認書」を同封させていただきました。

お手数ですが、必要事項をご記入の上、返信用封筒により、平成30年2月16日（金）までにご返送願います（特例追納を希望するお客様には、改めて特例追納の申込みに必要な書類を郵送します）。

※ **お客様が特例追納を希望しない場合にも、「特例追納申込確認書」の「1（2）特例追納を希望しません。」に○を付した上で、ご返送願います。**

お知らせ（うら面）《平成30年1月31日（水）送付予定》

1. 基本項目

基礎年金番号	9999-999999	氏名	年金加り
--------	-------------	----	------

（お問い合わせ区分： N ）

2. 特例追納可能期間（※1）

元号 29 年 29 月	～	元号 29 年 29 月
元号 29 年 29 月	～	元号 29 年 29 月
元号 29 年 29 月	～	元号 29 年 29 月
元号 29 年 29 月	～	元号 29 年 29 月
*****	～	*****

3. 特例追納制度を利用する際の留意点（※2）

△NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
 NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
 NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
 NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
 NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
 NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
 NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
 NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

- ※1 平成30年3月31日までの時限措置で、最大10年分の特定保険料を納付することにより、年金額を増やすことができます（6期間以上を有するお客様には、5期間までを表示させていただいておりますので、期間の詳細は、下記のお問い合わせ先でご確認をお願いします）。
- ※2 平成30年4月以降、お客様の老齢基礎年金の額は、特例追納済みの期間を含め、実際に保険料を納付した期間に基づき減額されます（付加年金及び振替加算を除きます）。
 また、減額された額が平成30年3月時点の額の90%を下回ると見込まれる場合には、特定保険料を納付しても年金額が増えない場合があります。

※ このお知らせは、**元号29年29月29日**現在のデータで作成しています。
 その後に、国民年金記録の見直しが行われたこと等により、行き違いで送付される場合がありますので、ご了承ください。
 また、実際の保険料納付記録などが反映するまでには、日数を要しますので、このお知らせに直近の保険料納付記録などが反映されていない場合もあります。

お問い合わせは、『ねんきんダイヤル』またはお近くの年金事務所へ



0570-05-1165

<受付時間> 月曜日 午前 8:30～午後 7:00 *月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後 7:00 まで相談をお受けします。
 火～金曜日 午前 8:30～午後 5:15 *祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
 第2土曜日 午前 9:30～午後 4:00

- 050 から始まる電話でおかけになる場合には（東京）03-6700-1165（一般電話）にお電話下さい。
- お問い合わせの際には、年金証書など、基礎年金番号が分かるものをご用意下さい。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

特例追納申込確認書 《平成30年1月31日（水）送付予定》

特例追納申込確認書

同封の返信用封筒により、平成30年2月16日（金）までに、ご返送いただきますようお願いいたします。

1. 特例追納の希望の有無

(1) 特例追納を希望します。	
(2) 特例追納を希望しません。	

※ 右欄のいずれかに○を記入してください。

※ 「特例追納を希望します」に○を付したお客様には、後日、申込みに必要となる書類を郵送いたします。

2. 基本項目

記載年月日	平成 30 年 月 日
基礎年金番号	—
生年月日	1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成 年 月 日
住所	〒 —
氏名	フリガナ
電話番号	

【代理人署名欄】 ※代理人署名欄は代理の方が記入したときのみ記入してください。

代理人氏名		受給権者との関係
代理人住所	〒 —	

お知らせ（おもて面のみ）《平成30年2月9日（金）送付予定》

大切なお知らせ

〒168-8505
杉並区高井戸西 3-5-24
効伴マンション
101号室
国年様方
年金如 様
(カスタマバーコード)

平成29年2月29日



【宛先不明の場合の返送先】

NNNN年金事務所 お客様相談室
〒999-9999
NNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNN

国民年金記録を訂正させていただいた年金受給権者様へのお知らせ
(老齢基礎年金の減額の見込み)

日頃から年金事業の円滑な推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

過日、当機構において、お客様の国民年金記録のうち、訂正が必要となる国民年金の「第3号被保険者期間（保険料納付済期間）」を「第1号被保険者期間（保険料未納期間）」に訂正しました。

このため、お客様の老齢基礎年金の額は、平成30年4月分（平成30年6月のお支払い）からは、記録訂正後の国民年金記録に基づく額又は記録訂正前の年金額（現在の年金額）の90%に相当する額のいずれか高い額に減額される見込みですので、事前にお知らせします。

※ 年金額（付加年金及び振替加算を除く）が減額された場合には、平成30年5月以降に送付する支給額変更通知書で改めてお知らせします。

【お客様の基礎年金番号】 9999-999999

【お問い合わせ区分】 N

※ このお知らせは、元号29年2月29日現在のデータで作成しています。
その後に、国民年金記録の見直しが行われたこと等により、行き違いで送付される場合がありますので、ご了承ください。

お問い合わせは、『ねんきんダイヤル』またはお近くの年金事務所へ



0570-05-1165

<受付時間> 月曜日 午前8:30～午後7:00 *月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7:00まで相談をお受けします。
火～金曜日 午前8:30～午後5:15 *祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

- 050から始まる電話でおかけになる場合には（東京）03-6700-1165（一般電話）にお電話下さい。
- お問い合わせの際には、年金証書など、基礎年金番号が分かるものをご用意下さい。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

健康保険組合および共済組合の被扶養配偶者情報に基づく3号不整合勧奨を実施しています
(事業推進統括部 国民年金事業推進グループ)

3号不整合期間※を有する可能性がある方（配偶者が健康保険組合および共済組合に加入されている方）へ、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更届の提出が必要ないかをご確認いただくため、「確認いただきたい第3号被保険者期間」を記載したお知らせを送付しています。

種別変更届を提出された方のうち、特例追納制度が利用できる方については、平成30年3月31日まで国民年金保険料を納付することが可能です。

該当する方には、特定保険料納付申込書をご提出いただくことで、最大10年分の保険料を納付することができ、年金額を増やすことができる場合があることをお知らせします。

勧奨の様式の例については、本誌19頁をご覧ください。

※ 3号不整合期間… 実態は第1号被保険者であるにもかかわらず、第3号被保険者のまま管理されている期間をいいます。



■ 勧奨対象者および発送時期

勧奨対象者	発送時期	発送件数
健康保険組合が保有する被扶養配偶者情報と日本年金機構の第3号被保険者期間に一致しない期間が含まれている可能性がある方	平成29年12月20日	約1.6万人
	平成30年1月中旬、下旬	調査中
共済組合が保有する被扶養配偶者情報と日本年金機構の第3号被保険者期間に一致しない期間が含まれている可能性がある方	平成29年12月20日	約1.1万人

■ お問い合わせ先

3号不整合勧奨に関するお客様からのお問い合わせがありましたら、ねんきん加入者ダイヤル（0570-003-004）をご案内ください。

◆ 勸奨の様式の例

<p>999-9999</p> <p>住所</p> <p style="text-align: center;">〇〇 〇〇 様</p> <p style="text-align: center;">0000001</p>	<p style="text-align: right;">平成29年12月20日</p> <p style="text-align: center;"> 日本年金機構 Japan Pension Service</p> <p>【届書の提出先】 〒〇〇〇-〇〇〇〇 住所</p> <p style="text-align: right;">年金事務所 国民年金課</p> <p>電話</p>
---	---

国民年金の第3号被保険者期間の確認と届出のお願い

第3号被保険者が、ご自身の収入の増加等により配偶者の扶養から外れた場合や、配偶者が会社等を退職された場合等には、第1号被保険者への切替えの手続きが必要となります。

この度、お客様の記録について、日本年金機構で確認した結果、国民年金の第3号被保険者として誤りがないか、ご確認をお願いしたい期間が判明しました。

つきましては、下記の「確認いただきたい第3号被保険者期間」について、ご自身の収入の増加等により配偶者の扶養から外れた場合や、配偶者が会社等を退職された場合等についてお心当たりがある場合には、年金請求時までに正しい記録に訂正する必要がありますので、お手数ですがお早めに下記お問い合わせ先へご相談いただけますようお願いいたします。

なお、第3号被保険者から第1号被保険者への切替えの手続きが遅れたことにより、時効によって保険料を納付することができない期間(2年以上経過した期間)につきましては、平成30年3月31日までの間は、届出いただくことで最大10年分の保険料を納付できる場合があります。

なお、詳しくは、同封のリーフレットをご覧ください。下記お問い合わせ先へご相談ください。

記

○ 基本情報 (お問い合わせ区分:)

基礎年金番号	生年月日	氏名
9999-999999	平成〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇 〇〇

○ 確認いただきたい第3号被保険者期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日	~	平成〇〇年〇〇月〇〇日
	~	
	~	
	~	
	~	

※ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 現在の記録によりご案内しています。

お問い合わせ先



0570-003-004

『ねんきん加入者ダイヤル』

お客様の電話番号が050から始まる場合は (東京) 03-6630-2525

【受付時間】 月~金曜日:午前8:30~午後7:00まで

第2土曜日:午前9:00~午後5:00まで

※ 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

○ ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも市内通話料でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料がかかります。

○ 「(東京)03-6630-2525」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料がかかります。

○ 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違え電話となるケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

1712 1031 006

平成29年の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付しています
(事業推進統括部 国民年金事業推進グループ)

「かけはし」第47号においてもお知らせいたしましたが、平成29年10月3日から平成29年12月31日までの間に、平成29年に初めて国民年金保険料を納付された方に対し、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を平成30年2月1日に送付する予定です。

所得税及び住民税の申告において、当年中に納付した国民年金保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、大切に保管するようお客様へのご案内をお願いします。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書に関するお問い合わせは、ねんきん加入者ダイヤル(下記をご参照ください)にてお受けしていますので、お客様からお問い合わせがあった際はご案内ください。

また、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の発行に関する概要・よくあるご質問(Q&A)等について、日本年金機構ホームページに掲載していますのでご利用ください。

平成29年分の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書のレイアウトについては、「かけはし」第47号の13頁~16頁を参照してください。

- ・ 問い合わせ先の名称 ねんきん加入者ダイヤル
- ・ 電話番号 0570-003-004 (ナビダイヤル)

050から始まる電話でおかけになる場合は
(東京) **03**-6630-2525

〈受付時間〉

- 月~金曜日 午前8:30~午後7:00
- 第2土曜日 午前9:00~午後5:00
- 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

- * ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。
- * 「(東京)03-6630-2525」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- * 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。



平成30年3月からの事務の変更点(個人番号・様式統一化)について (刷新プロジェクト推進室)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構では平成28年より個人番号と基礎年金番号の紐付作業を進めてきたところですが、平成30年3月から、各種届出・申請において個人番号(マイナンバー)での届出を開始することといたしましたので、事務の変更点などについてお知らせします。住民の方への周知をよろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては、別途、事務連絡や国民年金事務処理基準などでもご連絡させていただく予定です。

① 個人番号(マイナンバー)による届出・申請

これまで、基礎年金番号を記載して提出いただいていた国民年金被保険者資格取得・種別変更届、保険料免除申請書などの年金関係の届出や報告等については、平成30年3月以降、様式を変更し、マイナンバーを記載して日本年金機構へ提出いただくこととします。

住民の方からの届出等があった場合には、市区町村窓口で、番号法に基づく本人確認(番号確認及び身元(実存)確認)を行った上で、日本年金機構への報告等をお願いします。

なお、基礎年金番号による手続きも引き続き行えますので、届書等にはマイナンバー又は基礎年金番号を記載いただくようお願いいたします。

※ マイナンバーを記載することとなる届書等については、別途お知らせする予定です。

① 様式の統一化・電子媒体化

市区町村から日本年金機構へ提出される国民年金適用関係届書報告書については、「国民年金法に基づく適用関係届書の電子媒体化の実施にともなう市町村への協力依頼について」(平成24年5月21日付年管管発0521第4号厚生労働省年金局事業管理課長通知)に基づき電子媒体化を推進しているところです。

今般、平成30年3月からのマイナンバーでの届出の開始時期に合わせ、市区町村の事務処理と機構の事務処理の連携を強化し、事務の効率化および誤処理の防止を図る観点から、現在の電子媒体化の対象である適用関係届書報告書に加え、付加・任意関係届書報告書についても電子媒体化の対象とし、また、これらの報告書については、紙の様式についても統一化を図ることとしています。

なお、電子媒体化の実施に協力いただいた市区町村に対しましては、日本年金機構から市区町村へ提供する「国民年金処理結果一覧表」を電子媒体で提供いたします。

今後とも、電子媒体化および様式の統一化にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。



平成30年度受給権者所得状況届の発送事務に関する変更について (年金給付部 給付事業推進グループ)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、20歳前に初診日のある傷病による障害基礎年金の受給権者にとっては、毎年7月31日までに、前年の受給権者所得状況届を住所地の市区町村へ提出しなければならないこととされています。

この実施に当たって、今年度も受給権者所得状況届及び障害状態確認届等の受付や受付後の所得状況の連名簿への記載等にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

しかしながら、このような受給権者所得状況届に係る事務処理につきましては、短期間で大量の案件を処理する必要があります。平成30年度に向けて、市区町村からのご要望に一定程度対応しながら、より事務処理の標準化を推進することが可能となるよう、日本年金機構本部において、次のとおり、現行の事務処理を見直す予定です。その趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますようお願いいたします。

平成30年度に予定している主な変更点

1. 所得状況届（ハガキ）の宛先記入欄に提出先市町村名・住所を印字します。
（印字イメージは、本誌23頁に記載のとおりです。ご参照ください。）
2. 提出期限、障害状態確認届の記入上の注意点や受給権者が転居した場合の提出方法等が分かりやすくなるよう、リーフレットを見直します。
（現時点の案は、本誌24頁～27頁に記載のとおりです。ご参照ください。）

※ 今後、変更となる場合があります。

確認をお願いさせていただいていること

日本年金機構各事務センターから各市区町村に対して、上記1. の変更に関して、次の点を確認させていただいております。

- ①受給権者所得状況届に提出先市区町村名及び住所の印字の要否
- ②印字する場合の提出先市区町村名及び住所



所得状況届 印字イメージ

受給権者所得状況届（加対無） 印字イメージ （表面）

国民年金 受給権者所得状況届		(郵送する場合は投函日)													
XXXXXXXXXXXXXXXX XXXX		平成 年 月 日 提出													
<p>この枠内は記入したり、汚したりしないでください。</p> <p>XXX-XXXX XXXXXXXX X-XX-X XX XX</p>		<p>XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</p> <p>私は引き続き年金を受ける権利を有しており、この届出に必要な所得情報に関する書類の提出について市区町村長に委託します。</p>													
<p>この届出書の提出期限は、平成 XX 年 XX 月 XX 日です。</p> <p>この書類を期限までに提出いただけない場合は、年金の支払いが止まる場合がありますので、ご注意ください。</p>		<table border="1"> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td>XXXX XXX</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>XX-XX.XX.XX</td> </tr> <tr> <td>電話番号(携帯可)</td> <td>()-()-()</td> </tr> </table>		住所		フリガナ	XXXX XXX	氏名		生年月日	XX-XX.XX.XX	電話番号(携帯可)	()-()-()		
		住所													
フリガナ	XXXX XXX														
氏名															
生年月日	XX-XX.XX.XX														
電話番号(携帯可)	()-()-()														
<table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td>受給権者との関係</td> <td>自署できない理由</td> <td>住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		氏名	受給権者との関係	自署できない理由	住所					<table border="1"> <tr> <td>住所</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>		住所	氏名		
氏名	受給権者との関係	自署できない理由	住所												
住所	氏名														

（裏面）

郵便はがき	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> XXX市XX町XX-XX-XX XXX市 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (住所地の市区町村名) XXX市 XXX市 </div> </div> <p>市(区)役所または町村役場 国民年金担当課(係) 行</p>	<table border="1"> <tr> <td>住所</td> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>差出人</p>	住所	氏名		
住所	氏名					
<p>郵送する場合には、お手数ですが、62円切手をお貼りください</p> <p>市区町村の窓口へ直接ご提出いただく場合は切手は不要です</p>	<p>提出先は住所地の市(区)役所または町村役場です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○必要事項を記入し、62円切手を貼って投函してください。 ○プライバシーを保護するため、すべて記入が終わりましたら、同封の目隠しシールを裏面に貼ってください。 ○この届出書は、折り曲げたり、同封の目隠しシール以外のシールを貼ったりしないでください。 					

注1 平成30年度における変更部分を赤字で掲載しています。

注2 掲載したリーフレットは、現時点の案となりますので、今後、変更となる場合があります。

**「国民年金 受給権者所得状況届」
を必ずご提出ください**

提出期限

平成30年7月31日（火）

提出先

お住まいの市（区）役所または
町村役場の国民年金担当課（係）

- 提出期限までにお届けがない場合、いったん、受給中の年金が止まる場合がありますので、ご注意願います。
- 受給者の方がお亡くなりになった場合や行方不明の場合、この届出書は提出しないでください。
 - ・ 年金を不正に受け取った場合は、返還していただくこととなります。
 - ・ 虚偽の記載をした方は、法律により罰せられる場合があります。



所得額による支給停止について

- 現在受け取っている障害基礎年金は、所得制限が設けられています。受給者の所得額が次の金額を超える場合は、年金額が2分の1または全額停止となります。
 - ・ 2分の1停止となる所得額 **3,604,000円**
 - ・ 全額停止となる所得額 **4,621,000円**

所得状況届とは

- 「所得状況届」は、所得額を確認するために必要なものです。**提出期限までに必ずご提出ください。**
 - ・ 「所得状況届」を提出することにより、お住まいの市（区）役所または町村役場が受給者に代わり、所得情報に関する書類の提出を行います。
 - ・ 「所得状況届」の宛先が、本年1月1日時点の住民票住所と異なる場合、「所得状況届」のほかに書類の提出が必要です。詳しくは、現在お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当課（係）にお問い合わせください。

記入方法

送付書類	留意点	記入例
加算額対象者がいない方 「国民年金 受給権者所得状況届」が送付された方		➡ 2頁へ
加算額対象者がいる方 「受給権者所得状況届・生計維持確認届」が送付された方	○ 「所得状況届」と「生計維持確認届」を兼ねています。 ○ 「生計維持確認届」は、加算額を引き続き受けるために提出が必要です。	➡ 2頁へ
障害状態の確認が必要な方 「障害状態確認届（診断書）」が送付された方	○ 引き続き障害等級に該当するかどうかの確認のために、「障害状態確認届（診断書）」をお送りしています。 ○ 医師等から診断書の記入・証明を受けて、提出期限までにご提出ください（呼吸器疾患などでレントゲンフィルムが必要な方は、併せてご提出ください）。	➡ 3頁へ

- ※ 届出書に「現況届」と記載されている方は、「個人番号記入欄」に受給者の個人番号を記入することにより、翌年以降の「現況届」が原則不要となります。ただし、住民票の住所以外にお住まいの方など、引き続き住所変更の届出が必要となる場合があります。
個人番号記入欄にご記入いただいた場合、マイナンバー法に基づく本人確認が必要となるため、以下の書類のうち、いずれか1つの提示をお願いします。（郵送の場合には、コピーの提出をお願いします。）
例）・マイナンバーカード（個人番号カード）（裏面：個人番号（マイナンバー）の記載面）
・通知カード
・住民票（受給権者の個人番号が記載されたもの）
- ※ 個人番号を記入し、上記の書類を送付いただく場合には、お手数ですが、ご自身で封筒を準備していただきますようお願いいたします。
- ※ 個人番号を記入いただかない場合であっても、ご提出いただいた現況届の記載事項等を基に、マイナンバー法に基づき、お客様のマイナンバーの収録作業を行います。マイナンバーの収録後は、現況届の提出や住所変更の届出が原則不要となります。

1ページ

注 掲載したリーフレットは、現時点の案となりますので、今後、変更となる場合があります。

記入例 (1)

「受給権者所得状況届」の記入例 (加算対象者のいない方)

住所、氏名(自署)、電話番号(携帯可)を必ずご記入ください。

- お届出済みの住所と異なる場合は、実際にお住まいの住所をご記入ください。
なお、住所や氏名の変更(訂正)の手続きは、別途届出が必要です。お近くの年金事務所、街角の年金相談センターで行ってください。

ご本人の記入が難しい場合は、代理の方がご記入ください。

- 記入が難しい理由をご記入ください。
(例: 病気、けがなど)
- 訪問のうえ、ご本人の状況を確認する場合があります。ご了承ください。

国民年金 受給権者所得状況届		平成30年7月12日届出 1234567890115000	
987612345678901 2342		私は引き続き年金を受けられる権利を有しており、この届出に必要な所得情報に関する事項の届出について市区町村側に委託します。	
168-0071 杉並区高井戸西3-5-24		住所	杉並区高井戸西 3-5-24
年金 太郎 様		フリガナ	ネンキン タロウ
この届出書の提出期限は平成30年7月31日です。		氏名	年金 太郎
この書類を期限までに提出しない場合は、年金の支給が停止する場合があります。ご注意ください。		生年月日	昭和-21.12.3
氏名		受給権者の関係	白書できない理由
年金 太郎	子	けがのため	住所
年金 太郎	子	けがのため	杉並区高井戸西 3-5-24
年金 太郎	子	けがのため	番(03)-(XXXX)-(XXXX)

「受給権者所得状況届・生計維持確認届」の記入例 (加算対象者がいる方)

住所、氏名(自署)、電話番号(携帯可)を必ずご記入ください。

- お届出済みの住所と異なる場合は、実際にお住まいの住所をご記入ください。
なお、住所や氏名の変更(訂正)の手続きは、別途届出が必要です。お近くの年金事務所、街角の年金相談センターで行ってください。

加算額対象者となっている子の氏名(漢字およびフリガナ)を必ずご記入ください。

- 記入することにより、引き続き生計を維持していることの申立てとなります。
- 加算額対象者となっている子の異動(結婚、死亡等)の手続きには、別途届出が必要です。

ご本人の記入が難しい場合は、代理の方がご記入ください。

- 記入が難しい理由をご記入ください。
(例: 病気、けがなど)
- 訪問のうえ、ご本人の状況を確認する場合があります。ご了承ください。

国民年金 受給権者所得状況届・生計維持確認届		平成30年7月12日届出	
987612345678901 2342		生年月日	子の人数
168-0071 杉並区高井戸西3-5-24		昭和-41.12.3	2人
住所		1234567890115000	
杉並区高井戸西3-5-24		私は引き続き年金を受けられる権利を有しており、この届出に必要な所得情報に関する事項の届出について市区町村側に委託します。	
フリガナ		電話番号(携帯可)	
ネンキン タロウ		(03)-(XXXX)-(XXXX)	
氏名		年金 太郎	
フリガナ		氏名	氏名
ネンキン ハナコ		ネンキン イチロウ	
氏名		年金 花子	年金 一郎
生年月日		平成-15.12.3	平成-18.1.15
フリガナ		姓	姓
ネンキン		氏名	氏名
氏名		氏名	氏名
生年月日		生年月日	生年月日
氏名		氏名	氏名
生年月日		生年月日	生年月日
代理 氏名	年金 国子	妻	けがのため
代理 住所	杉並区高井戸西3-5-24		
代理 電話番号	番(03)-(XXXX)-(XXXX)		

2ページ

注 掲載したリーフレットは、現時点の案となりますので、今後、変更となる場合があります。

記入例 (2)

「障害状態確認届 (診断書)」を兼ねている場合の記入例

国民年金 受給権者現況届 (兼個人番号申請書)・障害状態確認届・生計維持確認届・受給権者所得状況届 平成30年7月12日提出

この届の提出期限は、平成30年7月31日です。
 提出期限までに提出されないときは、支払が一時的に止まりますので十分注意してください。

168-0071
 杉並区高井戸西3-5-24

年金 太郎 様

○基礎年金番号・年金コード
 987612345678901234

住所地の市(区)役所または町村役場へ提出してください。

住所	杉並区高井戸西3-5-24		生年月日	昭和-21.12.3
加算額対象者の氏名	ネンキン タロウ	個人番号記入欄		
加算額対象者の氏名	年金 太郎			
加算額対象者の氏名	ネンキン ハナコ	加算額対象者の氏名	年金 花子	生年月日
加算額対象者の氏名	ネンキン イチロウ	加算額対象者の氏名	年金 一郎	生年月日
加算額対象者の氏名		加算額対象者の氏名		
加算額対象者の氏名		加算額対象者の氏名		

住所、氏名(自署)、電話番号(携帯可)を必ずご記入ください。

- お届出済みの住所と異なる場合は、実際にお住まいの住所をご記入ください。なお、住所や氏名の変更(訂正)の手続きは、別途届出が必要です。お近くの年金事務所、街角の年金相談センターで行ってください。

加算額対象者となっている子の氏名(漢字およびフリガナ)を必ずご記入ください。

- 記入することにより、引き続き生計を維持していることの申立てとなります。
- 加算額対象者となっている子の異動(結婚、死亡等)の手続きには、別途届出が必要です。

障害状態確認届 (診断書) が送付された方へ

- 診断書については、必ず**医師または歯科医師**に記入していただいでください。
- 診断書の「現症年月日」欄は、「**7月中**」の症状を記入してください。
- 診断書は、裏面に記載されている「記入上の注意」を参照の上、記入してください。
- 診断書中、赤文字・太文字の欄については、必ず記入してください。
- 障害の状態に無関係な記載欄は、斜線により抹消してください。

所得が未申告である場合

- 平成29年の所得額を申告していない場合は、日本年金機構において、所得の確認を行うことができません。
- このような場合は、平成29年1月1日時点の住所地の市(区)役所または町村役場に所得の申告をしてください。

注 掲載したリーフレットは、現時点の案となりますので、今後、変更となる場合があります。

住所を変更した場合の手続きについて

平成30年1月2日以降に住民票の住所が変わりましたか。

はい

平成30年1月1日時点にお住まいの市(区)役所または町村役場にて取得した所得証明書を添付してください。

いいえ

このリーフレットの1～3ページを確認し、所得状況届を記入してください。

現在お住まいの市(区)役所または町村役場に提出してください。

年金についてのご相談やお問い合わせ先

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

【受付時間】 月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

* 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
* 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話となるケースが発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元にお知らせが届いた直後(5日間程度)は、電話が大変込み合うことがあります。週の後半または月の後半がつながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。
- 代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

日本年金機構ホームページ

- 日本年金機構ホームページでは、年金に関する手続きのご案内、お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先をご覧いただけます。

<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

4ページ

注 掲載したリーフレットは、現時点の案となりますので、今後、変更となる場合があります。

「年金加入期間の確認のお知らせ(案内)」を送付します
(事業企画部 制度改正グループ)

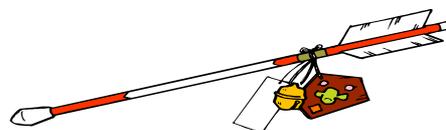
**平成29年8月から、年金を受給するために
必要な資格期間が10年となりました。**

日本年金機構において、資格期間が10年未満で下記の表に該当する方に、基礎年金番号、氏名、住所及び年金加入記録をあらかじめ印刷した「年金加入期間の確認のお知らせ(案内)」を送付していますので、お手元に届きましたら必ずご確認ください。

※ レイアウトのイメージは、本誌29頁～30頁をご参照ください。

	生年月日	送付の時期
1	大正15年 4月 2日 ~ 昭和17年 4月 1日生	平成29年12月18日
2	昭和17年 4月 2日 ~ 昭和23年 4月 1日生	平成30年 1月22日
3	昭和23年 4月 2日 ~ 昭和26年 7月 1日生	平成30年 2月19日
4	昭和26年 7月 2日 ~ 昭和28年10月 1日生	平成30年 3月19日
5	昭和28年10月 2日 ~ 昭和30年 8月 1日生 【男性】 昭和28年10月 2日 ~ 昭和30年10月 1日生 【女性】	平成30年 4月23日
6	昭和30年10月 2日 ~ 昭和32年 8月 1日生 【女性】	平成30年 5月21日
7	~ 昭和32年 8月 1日生 (共済期間あり者) ~ 大正15年 4月 1日生 (旧法対象者)	平成30年 6月18日

年金事務所へご相談の際は、「ねんきんダイヤル(0570-05-1165)」へご予約の上、来訪願います。



◆年金加入記録の確認のお知らせ（案内）の様式 《おもて面》

年金加入期間

基礎年金番号 までの年金加入期間です。

※ 国民年金加入期間（納付済月数）については、情報提供されるまで日数がかかると、月数に不足が生じる場合があります。ご確認ください。

厚生年金保険加入期間（注1）	ヵ月
船員保険加入期間（注1）	ヵ月
国民年金加入期間（納付済の月数）	ヵ月
〃（全額免除該当の月数）	ヵ月
〃（4分の3免除該当の月数）	ヵ月
〃（半額免除該当の月数）	ヵ月
〃（4分の1免除該当の月数）	ヵ月
〃（学生納付特例該当の月数）	ヵ月
〃（納付猶予該当の月数）	ヵ月
〃（任意加入未納の月数）（注2）	ヵ月
〃（特定期間の月数）（注3）	ヵ月
共済組合等加入期間	ヵ月
年金加入期間合計	ヵ月

注1 特例員としての厚生年金保険の加入期間や船員保険の加入期間は、昭和61年3月までは、加入月数を3分の4倍、昭和61年4月から平成3年3月までは、加入月数を3分の6倍して計算しています。

注2 任意加入未納の月数は、厚生年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない月数をカウントしていません。任意加入未納期間は参考であり、年数を請求するときには加算する必要があります。

注3 特定期間の月数は、本表第1号被保険者である期間が第3号被保険者として算入された月数として加算して計算されています。

年金記録にもれはありませんか？

● お客様の過去の職歴や国民年金への加入記録などが日本年金機構が管理している年金の加入期間にきちんと反映しているか、この機会にご確認ください。

● 年金の記録がもれているような場合は、記録の補正をすることができます。

● 年金事務所へのご相談は、ご本人確認ができる書類をご用意ください。

年金を受け取れる可能性があります。必ずご確認ください！

● これまで、年金を受け取るためには年金加入期間が25年以上必要でしたが、平成29年8月からは10年に短縮されました。

● お客様の現在の年金加入期間は、右の表のとおりであり、このお知らせは、基礎年金番号に登録されている年金加入期間では、年金を受け取るために必要な期間（10年：120ヵ月）が確認できない方に送付しています。

● しかしながら、裏面に記載した「受給資格期間」を含むことができる期間や「年金の社会保障協定」に該当する期間がある場合には、年金を受け取る場合があります。

年金を受け取るために必要な保険料の納付期間が25年から10年になりました！

差出人

日本年金機構 〒168-8505 東京都杉並区烏井西三丁目5番24号
Japan Pension Service

年金に関する重要なお知らせです。詳細②からゆくりと知らないに開いてご確認ください。

料金後納郵便

親展

◆年金加入記録の確認のお知らせ（案内）の様式 《うら面》

合算対象期間（カラ期間）の例

厚生年金保険 2年	海外在住期間※ (年金制度未加入) 5年	国民年金 3年
--------------	----------------------------	------------

受給資格期間：2年+5年+3年=10年

<解説>

年金に加入していた期間は、「厚生年金保険2年」「国民年金3年」の5年ありますが、この期間のみでは、受給資格期間を満たすことはできません。
しかし、海外に在住していた期間が5年あります。この5年は、年金制度に未加入ですが、合算対象期間（カラ期間）として受給資格期間に算入できることから、合計10年となり、受給資格期間を満たすことができます。

※「海外在住期間」は、社会保険番号に該当しない場合でも、合算対象期間として受給資格期間に算入されます。

年金の社会保障協定

- 社会保障協定相手国で働いていた期間がある方は、社会保障協定により、それぞれの年金加入期間を相互に清算することができます。これによって日本か、相手国、いずれかの年金を受け取ることができるとなります。
- 詳しくは、日本年金機構ホームページ「社会保障協定」のコーナーをご覧ください。

日本年金機構 社会保障協定 検索

<http://www.nenkin.go.jp/service/kagakujo/izaino-kyotei/kyotei-joyou/20141125.html>

24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンで、年金加入記録を確認できます。
詳しくは「ねんきんネット」ホームページをご覧ください。
(http://www.nenkin.go.jp/n_net/) 「ねんきんネット」検索

受給資格期間に含むことができる期間があります

表面の「年金加入期間」には記載されていませんが、次の期間には受給資格期間に含めることができます。

- ①合算対象期間（カラ期間）
年金を受け取るために必要な加入期間として算入されますが、年金額の計算には含まれない期間です。
20歳～60歳未満の主な例として次の期間があります。
・昭和61年3月までの間で厚生年金保険や共済組合等の加入の配偶者であった期間
・海外に在住した期間
・平成3年3月までの間で学生であった期間
- ②基礎年金番号以外の年金手帳番号で加入していた期間
- ③第3号被保険者の未届出期間
本来、国民年金の第3号被保険者であるにもかかわらず、国民年金の第3号被保険者の届出がないことで、保険料納付済期間とされていない期間
(届出をすることで、第3号被保険者期間となります。)

今から保険料を納付することで年金が受けられる可能性があります。

- 任意加入
歳長70歳まで国民年金に任意加入することができます。
任意加入により保険料を納付することで年金加入期間が増え、年金を受け取れる場合があります。
- 保険料の後納（5年後納制度）
過去5年以内に未納期間または未加入期間（任意加入の対象となる期間を除く）がある方は、平成30年9月までであれば、保険料を後納することができます。
(当時の保険料額に一定額が加算される場合があります。)

相談窓口の混雑が予想されます
ご相談の際は必ず予約
のうえ来訪願います
ご予約すると...



予約の申し込みは「ねんきんダイヤル」へ!
0570-05-1165
(050から始まる電話でおかけになる場合は 03-6700-1165 へ)

- (受付時間)
- | | |
|-------|---------------|
| 月曜日 | 午前8:30～午後7:00 |
| 火～金曜日 | 午前8:30～午後5:15 |
| 土曜日 | 午前9:30～午後4:00 |
- *月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
*祝日(第2土曜を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
*代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。
○予約相談希望日の前日まで受付しています。
○ご予約の際は、このお知らせをお手元に準備してください。
○ご予約は、お近くの年金事務所でも受付しています。

日本年金機構ホームページでは
全国の年金事務所の所在地と電話番号をご確認いただけます。
日本年金機構 検索
<http://www.nenkin.go.jp/>

水に濡れている場合は、よく乾かしてからお持ちください。

広報の広場

市区町村広報紙の原稿にご利用ください！

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

$$\text{【所得のめやす】 } 118\text{万円} + \{ \text{扶養親族等の数} \times 38\text{万円} \}$$

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月始めに再申請の用紙が届きます。

引き続き、学生納付特例制度の申請をご希望の場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。



国民年金保険料学生納付特例の申請について

学生納付特例制度により、平成29年度に保険料納付を猶予されている方で、平成30年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入して返送いただくことにより、平成30年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）

なお、平成30年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

国民年金保険料は口座振替がお得です！

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される「早割制度」や、現金納付よりも割引額が多い「6か月前納」「1年前納」「2年前納」もあり大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参の上、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

資格期間が10年未満の方に日本年金機構より年金加入期間の確認を呼びかける「年金加入期間の確認のお知らせ（案内）」を送付しています。

ご相談の際は、年金事務所窓口においてお待ちいただくことがないよう、予約の上、お越しいただくよう周知に努めています。

是非、市区町村広報誌の原稿にご利用ください。

日本年金機構からのお知らせ

○ 資格期間が10年未満の方へ「年金加入期間の確認のお知らせ（案内）」を送付しています。お手元に届いたら必ずご確認ください。年金事務所へ相談の際は、「ねんきんダイヤル（0570-05-1165）」へ予約の上、来訪願います。

資格期間が10年以上となれば、年金を受けとれるようになりました

これまで…



平成29年
8月1日から

必要な期間 **25年**

資格期間 **15年** の人

必要な期間 **10年** に短縮！



受けとれるようになった！

「資格期間」とは？

- ◎ 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- ◎ サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）
- ◎ 年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間（「カラ期間」と呼ばれる合算対象期間）

これらの期間を合計したものが「資格期間」です。

資格期間が10年（120月）以上あると、年金を受けとることができます。

注：年金の額は、納付した期間に応じて決まります。

40年間保険料を納付された方は、満額を受けとれます。

（10年間の納付では、受けとる年金額は概ねその4分の1になります。）

地域の独自情報

《年金事務所等での取り組み》

編集後記



あけましておめでとうございます。年末年始はいかが過ごされましたでしょうか？クリスマスや年末の大掃除、初詣…とイベント続きで慌ただしく、いつの間にか平成30年を迎えました。この時期、筆者が卓上カレンダーを眺めて気になるのは、今年の休日と祝日の並びです。ずいぶん先の連休に心躍らせながら、さあ仕事始めです。

さて、「かけはし」は、これからも皆様方のご意見・ご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。